

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大窪池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成25年5月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	三好 光則	丸亀市飯山町上法軍寺992番地	平成25年3月31日
〃	徳永 公伯	〃 〃 下法軍寺1518番地	〃
〃	奈良 光雄	〃 〃 〃 519番地	〃
〃	鎌田 稔	〃 〃 〃 1095番地	〃
〃	兼岡 邦夫	〃 〃 真時47番地	〃
〃	徳永 俊昭	〃 〃 〃 455番地	〃
〃	金澤 敏夫	〃 〃 川原398番地1	〃
〃	宮浦 勇	〃 〃 西坂元687番地2	〃
〃	真鍋 順穂	〃 〃 〃 375番地	〃
〃	松永 正美	〃 〃 〃 896番地	〃
監 事	蓮井 照正	〃 〃 上法軍寺1289番地	〃
〃	抜井 義博	〃 〃 川原225番地	〃
〃	林 俊照	〃 〃 真時562番地2	〃

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	三好 光則	丸亀市飯山町上法軍寺992番地	平成25年4月1日
〃	徳永 公伯	〃 〃 下法軍寺1518番地	〃
〃	奈良 光雄	〃 〃 〃 519番地	〃
〃	鎌田 稔	〃 〃 〃 1095番地	〃
〃	兼岡 節夫	〃 〃 真時49番地3	〃
〃	徳永 俊昭	〃 〃 〃 455番地	〃
〃	金澤 敏夫	〃 〃 川原398番地1	〃
〃	宮浦 勇	〃 〃 西坂元687番地2	〃
〃	小林 定夫	〃 〃 〃 1238番地	〃
〃	真鍋 順穂	〃 〃 〃 375番地	〃
監 事	新居 照夫	〃 〃 上法軍寺1277番地1	〃
〃	抜井 義博	〃 〃 川原225番地	〃
〃	東原 清	〃 〃 西坂元280番地1	〃